

◆ 税務課からのお知らせ ◆

平成26年度 町県民税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料申告受付について



■ 問い合わせ 税務課 ☎ 893-1118

吾北総合支所住民福祉課 ☎ 867-2300

本川総合支所住民福祉課 ☎ 869-2112

平成25年中（平成25年1月1日～12月31日）の所得の申告受付が始まります。この申告は、平成26年度の町県民税の課税や、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの算定の基礎、また所得課税証明などの資料となる重要なものです。申告をしなかった場合は、各種控除が認められず、ご本人に不利なことになりますので、申告書は受付期間内に提出してください。

■ 申告しなければならない方

- ①平成26年1月1日現在の町に在住し、国民健康保険の加入者及びその世帯の世帯主、後期高齢者医療保険の加入者、介護保険被保険者又は介護保険のサービスを受けようとする方（収入の有無にかかわらず申告してください。）
- ②所得課税証明の必要な方（健康保険、児童扶養手当、福祉年金などの関係で証明が必要な方は、申告しないと証明ができません。）

■ 次に該当する方は申告の必要はありません

- ①所得税の確定申告をする方
- ②給与所得者で、給与の支払者が年末調整済の「給与支払報告書」を、いの町長に提出している方

■ 申告受付期間

2月12日(水)～3月17日(月) (土・日・祝日を除く。)

■ 申告受付

昨年に引き続き、本庁での申告受付は庁舎移転に伴い『すこやかセンター伊野』で行います。出張申告の日程表につきましては、例年どおり申告書に同封します。

なお、申告書は郵送しますが、申告の必要な方でお手元に届いていない方は税務課、各総合支所住民福祉課、出張所に備え付けていますのでご利用ください。

■ 申告に必要なもの

- ①印鑑
- ②所得の算出の基礎となる書類、帳簿、領収書、源泉徴収票
- ③国民年金、国民年金基金、小規模企業共済等掛金、生命保険、地震保険の支払証明書、医療費などの領収書又は証明書

■ 郵送申告について

「申告の手引き」を参考に申告書を作成し、必要書類を添付して返信用封筒（切手貼付不要）で郵送してください。

なお郵送の際には次の点にご注意ください。

- ①氏名・電話番号は必ず記入してください。
- ②給与収入、年金収入のある方は必ず源泉徴収票を添付してください。
- ③各種控除を受ける方は領収書や証明書を必ず添付してください。
※国民年金、国民年金基金の控除を受けられる方は、証明書の添付が必要です。
※寄附金にかかる税額控除を受ける方は、領収書又は証明書を必ず添付してください。

■ 注意事項

- ①領収書、証明書の提出がない場合は、各種控除が受けられません。
- ②申告は個人単位です。同一世帯内に2人以上の申告義務者がいる場合、それぞれ申告をしなければなりません。